

# 緊急地震速報とは

## 茨城県のある家庭の居間で

(テレビのテロップ)「(ピンポン) ××で地震が発生しました。〇〇県、△△県で大きな揺れのおそれがあります。」

「これから揺れるから、上から物が落ちてきてても大丈夫のように机の下に隠れて。」

(おとうさん) 「えっ…」

(おねえさん) 「おとうさん」

※まもなく ガタガタ (震度4程度の揺れ)

(ぼく)

「今の地震の揺れは大きかったね。でも、被害はなさそうだ。よかった。」

このような会話ができる日が近づいてきています。これを可能にするのが、気象庁が中心に本運用に向けて取り組んでいる『緊急地震速報』という新しい種類の地震情報です。

『緊急地震速報』は、震源に近い観測点で地震を検知し、ただちに震源がどこか、地震の大きさを表すマグニチュードや各地で予想される震度などを推定し、大きな揺れが迫っていることをお知らせすることを目指す情報です。この情報を聞いて、大きな揺れが始まる前に防災行動をとることで、地震による被害の軽減が期待されます。しかし、緊急地震速報には、情報の提供から大きな揺れが始まるまでの時間が、長い場合

でも数十秒程度あります。震源に近いところでは、情報の提供が大きな揺れに間に合わない場合があることや、震源、マグニチュード、震度などの推定の精度が十分でない場合があること、またまれにノイズ(雷や事故など)により誤報が発信されるおそれがあるなどの技術的な限界もあります。

気象庁では、これまで試験的な情報提供を通して、緊急地震速報の活用方法の検討を行ってきました。また、緊急地震速報を広く一般に提供する場合の課題の整理と解決方策について、有識者や防災関係者などのご意見を伺い、次の方針で実用化の準備を進めています。

(1) 緊急地震速報は、広く国民へ提供すべき情報ではありませんが、現時点では一般への情報に対する十分な周知理解がなされていません。例えば集客施設などでは、情報が伝わり、多数の方が出口に殺到して、将棋倒しになるといった混乱や損害を生じるおそれが考えられます。このため、緊急地震速報の特徴や限界、利用方法などについて十分な周知・広報を行うことにより、国民が緊急地震速報を正しく理解し、混乱なく有効に活用できるように環境を早急に整備します。

(2) 一方、列車やエレベーターの制御、工場や工事現場などの危険箇所からの従業員の避難など、限定された場合に情報を利用するのであれば、事前の教育・訓練を十分に行うことにより、現時点においても混乱なく利用できます。このため、このような利用分野については、広く国民一般への情報提供を始めるのに先立ち、情報提供を開始します。

この方針に基づき、平成18年8月1日からは、現時点においても緊急地震速報を混乱なく利用できる分野への先行的な情報

詳細については…

### ◆問い合わせ先

水戸地方気象台防災業務課

☎ 029-224-1106

気象庁ホームページ

<http://www.jma.go.jp>

提供を開始しました。これにより、事業者における実際の利用が開始されると、大規模な地震に際して、列車の減速、エレベーターの閉じ込めの防止、高所作業者の揺れへの準備などが可能となり、地震による災害の防止・軽減が期待できます。

また、気象庁では、今後関係機関と協力して、テレビ・ラジオなどで放送していただく際の具体的な表現や、住民の皆様が緊急地震速報を受信したときにどのような行動をとるべきかという「心得」などについて検討を進めています。これらについて十分な周知・広報を行った上で、平成19年中の実施を目標に、広く一般への情報提供を開始することを計画しています。